

**国産材転換支援緊急対策事業のうち
原木・製品の運搬・一時保管支援事業
< Q&A Ver.1 >**

※このQAは随時更新します。

一般社団法人全国木材組合連合会

(用語の説明)

「運搬支援」・・原木・製品の運搬緊急支援

「一時保管支援」・・原木・製品の一時保管の緊急支援

< 1 事業のねらい、全般 >

1-1 事業の趣旨は何か。林野庁のねらいは。

ウクライナ情勢の悪化により影響を受けるロシア材から国産材への転換を図ることで、更なる国内の木材需給等への影響が生じないように対応することが必要です。

このため、本事業では、木材製品の緊急的な増産に伴う原木や製品の長距離運搬の経費や、一時保管場所の借り上げ等の経費を支援します。

1-2 具体的に、誰に対するどのような取組内容が支援対象となるのか。提出書類は何か。

別表を参照してください。交付規程（公募要領）第3の①に定める助成事業を的確に実施できる能力を有する者に該当する事業実施者について、

- ① 林業経営体等には、林業経営体を組織する団体を含みます。
- ② 木材加工業者等とは、製造業（一般製材業、銘木製造業）、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業を営む者です。
- ③ 原木流通事業体等は、木材市売市場、木材販売業者、木材センター等です。
- ④ 製品流通事業体等は、木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等です。

（参考）林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他社への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体を指します。森林組合連合会等も含まれます。

1-3 公募等のスケジュールを教えてください。

運搬支援については、取組を行った期間を区切って公募期間を設定しており、第一次募集については、令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容が対象となり、令和4年7月20日（必着）まで登録依頼の受付を行います。登録された事業についての実績報告書・交付申請の提出は、令和4年9月30日（必着）の締め切りとなります。

令和4年8月1日以降の取組に関する第二次募集については、予算状況を勘案した上で、募集自体を実施するかどうかを検討することとしています。第二次募集の実施の有無やその詳細については、10月下旬頃に告知することとしており、改めてホームページにてお知らせします。

一時保管支援については、令和4年4月28日から令和4年9月30日までの取組内容が対象となり、助成申請書・一時保管実施計画の受付の〆切りは令和4年9月20日（必着）ですが、予算の都合で期日前に締め切る場合がありますのでホームページを確認いただくようお願いいたします。認定された事業についての実績報告書・交付申請の〆切りは、令和4年11月30日（必着）です。

注：令和4年4月28日は、政府の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する令和4年度予備費の活用が閣議決定された日です。国産材転換支援緊急対策事業も当該対策の一つです。

1-4 別途、都道府県や市町村の補助事業で経費が支援されている場合は、当該事業の対象としてよいか。

本事業で助成対象となる取組について、別途、都道府県や市町村単独（国費が入っていない）の補助事業等の支援を受けることについては差し支えありません。一方、本事業で助成対象となる取組について、事業実施者が本事業以外の国からの助成を受けていないこと及び受けないことを、運搬実施計画や一時保管実施計画、誓約書において確認することとしています。

1-5 登録依頼書（様式第1号）と助成申請書（様式第4号）の違いいかん。

登録依頼は、運搬支援を受けようとする者が提出する資料となります。登録されると、運搬実施計画の内容は助成対象の候補となり、その後提出していただく実績報告及び交付申請において運搬実施計画の内容が適切と判断された分の取組について助成金を交付します。なお、事業が登録された場合でも、当該運搬実施計画の内容についての予算額を確保するものではないことに留意が必要です。

助成申請書は、一時保管支援を受けようとする者が提出する資料となります。一時保管支援の助成申請と併せて提出する一時保管実施計画の内容が適切と認められる場合、実施計画の助成申請額の範囲内で、実績報告書の内容に応じて助成金を支払うこととなります。

1-6 対象となる製品は何か。ロシア産材以外とは何か。

対象となる製品は、ロシア産材（ロシアで加工された製品・半製品）以外の横架材、下地材、面材（GLT含む。）、原材料としての単板、ラミナ、原板です。

また、実績報告書及び交付申請の提出時に、製品の原産国を証明できるものを添付することを要件としています。

1-7 製品の原産国を証明できる書類いかん。

国産の場合は、実績報告書に、運搬する製品を加工する木材加工事業者等と製品に使用されている樹種を記載することで確認を行います。

輸入製品の場合は、上記に加えて、実績報告書に原産国を証明できる資料（インボイス等）を付すことで確認を行います。

1-8 運搬の終点や一時保管場所として指定保税地域や保税蔵置場等を除いているのはなぜか。

本事業は我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的としていることから、輸出用原木や製品等の運搬や一時保管は本事業の趣旨にそぐわないため。

< 2 運搬支援（全般） >

2-1 助成額はどのように算出されるのか。

交付申請のあった実行経費の二分の一と、それぞれのメニューにおいて定めている上限額を比較して、低い額の方が交付申請の助成金額となります。

2-2 運搬経費の掛かり増しの考え方いかん。

原木をトラック運搬する場合は、原則、100km を超えて運搬する場合の運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。製品の場合は、300km を超えて運搬する場合の運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。

また、原木・製品とも、内航船を使用して運搬する場合は、運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。

2-3 移動の範囲について、県内の運搬、もしくは、県外の運搬は支援対象になるのか。

同一都道府県内外の制限は無く、トラック運搬の場合は、運搬距離によって判断することになります。

2-4 自社運搬は対象か。対象で無い理由は。

自社運搬は、従来から行っている運搬が一般的であると承知しており、今回は支援の対象としていません。原則委託による運搬経費を対象としています。

2-5 原木又は製品を、どこからどこに運搬する場合に対象となるのか。

原木のトラック運搬については、原則、林業経営体等と木材加工事業者等が原木の売買を行う場合に限ることから、土場や林業経営体等の一時保管場所から、木材加工事業者等の施設（木材加工工場や一時保管場所）への運搬を対象としています。

製品のトラック運搬については、補助対象となる製品を、300km を超える距離を運搬する場合の、木材加工工場やその一時保管場所から、二次加工事業者の施設、商社の引き取り地となる一時保管場所、工務店等への運搬が想定されます。また、二次加工事業者等の施設から工務店などの需要者に渡す地点までも対象としています。

なお、トラック運搬の距離は、最も経済的な道程によります。

内航船については、国内の積込港から荷揚港までの運搬を対象としています。

2-6 「運搬経費を負担した者」の定義は何か。

運送会社に運搬を委託等した者です。

2-7 A地点からB地点までトラック運搬を行い、同じ積み荷（原木又は製品）を、別の事業実施者が別のトラックの委託契約等によりB地点からC地点まで運搬した場合は、両区間とも対象になるのか。

それぞれの区間に区切って、要件を全て満たしていれば対象となり得ます。ただし、事業実施者が1の場合には、助成され得る上限金額は1,750円/㎡です。なお、事業実施者が運搬経費を負担している必要があることや、原木の運搬の場合は林業経営体等と木材加工業者等

が原木の売買を行っている場合に限っていること等に留意が必要です。

2-8 原木の運搬において、山元から積込港までをトラック運搬（トラック運搬区間①）し、積込港から荷揚港まで内航船で運搬（内航船運搬区間）し、荷揚港から木材加工工場までトラック運搬（トラック運搬区間②）した場合であって運搬委託等が全て1契約の場合はどの区間の分が対象となるのか。

この場合において、トラック運搬区間①の距離と、トラック運搬距離②の距離の合計が100kmを超えていれば、他の要件を満たした上で、助成され得る上限金額は、トラック運搬の1,750円/m³と内航船の2,250円/m³となります。

なお、トラック運搬に係る実行経費と内航船に係る実行経費をそれぞれ区分して申請する必要があります。

また、トラック運搬区間①とトラック運搬距離②がそれぞれ100kmを超えている場合であっても、助成され得る最大の助成金額は変わりません。

2-9 所有する立木を伐採し、自社の木材加工工場に運搬する場合は、運搬経費の支援対象となるか。

この場合は、林業経営体と木材加工事業者が同一の者となり、林業経営体等と木材加工事業者等との間の原木の売買が行われないため、助成対象となりません。

2-10 同一のトラックや内航船を複数の目的地に寄せ、複数箇所に分かれて原木又は製品を配送する場合、どのような扱いになるのか。

同一のトラックや内航船で複数の場所に運搬した場合は、運搬する原木・製品の種類（原木の場合は樹種、製品の場合は製品の種類）毎、起点毎、終点毎、原木の場合は売買の相手先毎、製品の場合は加工した木材加工工場毎に、数量、距離、実行経費、期間等について実績を示せることが必要です。

例えば製品の運搬の場合で、起点からA地点を経由してB地点まで運搬し、それぞれの地点で製品の荷卸をした場合、起点からA地点までの最も経済的な道程が300kmを超えていれば、起点からA地点まで運搬した分の製品については、他の要件を満たした上で対象となります。また、起点からB地点まで（A地点を経由しない）の最も経済的な道程が300kmを超えていれば、起点からB地点まで運搬した分の製品については、他の要件を満たした上で対象となります。

2-11 令和4年4月28日より以前に、安定供給取引協定として、林業経営体等及び木材加工事業者等の間で取扱量・設定金額・供給場所・供給時期等についての協定を結んでいるが、これに係る運搬は支援対象となるか。

令和4年4月28日以前に原木の供給の協定等を締結している場合であっても、トラックや内航船の運搬を令和4年4月28日以降に行った分については、他の要件を満たした上で支援対象となり得ます。

2-12 過去に伐採し保管してあった原木を、支援対象期間内に運搬する場合は、支援対象になるか。

過去に伐採し保管してあった原木であっても、トラックや内航船に係る運搬が令和4年4月28日以降に行われていれば、他の要件を満たした上で、支援対象になり得ます。

2-13 変更計画が必要となる項目は何か。

別表の項目「計画変更について」を参照してください。

2-14 公募要領第16の、応募状況に応じて、算出された金額の一部のみ助成する場合はあるとは、どういうことか。

運搬支援は、運搬実施計画が提出された時点では、各計画に対する予算額を確保するものではなく、各助成希望者の実績報告書・交付申請が出そろった時点で初めて全体の助成金の申請額が判明する仕組みとなっています。このため、全体の予算額以上の交付申請があった場合は、各交付申請に係る助成金額の全額を助成出来ない可能性があるということです。

2-15 自社の木材加工工場から自社の物流センターへ製品を委託運送契約により輸送した場合は助成対象になりますか。

いずれの運搬も売買に伴う運搬のみを対象としており、自社の施設間の運搬は対象になりません。

2-16 事業者が買い受けた国有林材は対象となるのか。

事業者が国有林材を買い受けた場合であっても、助成の要件を満たせば対象となります。この場合、当然、当該運搬区間について森林管理局・署の運搬経費の支出がないことが前提となります。

助成の要件を踏まえれば、

- ・システム販売や委託販売により木材加工事業者等が買い受け運搬の経費を負担する場合は、他の要件も満たした上で対象となり得ますが、林業経営体等や原木流通事業者等が原木を買い受けた場合は対象なりません。
- ・立木販売により買い受けた立木を林業経営体等が伐採し、木材加工事業者等と売買を行った場合、運搬の経費を負担した林業経営体等または木材加工事業者等は、他の要件を満たした上で対象となり得ます。

2-17 運搬経費支援により、原木の価格を引き下げるとはではないか。

原木を着値で取引する場合、原木の本体価格と運搬価格を分別していないのが一般的ですが、本事業においては、原木の本体価格と運搬価格を切り分けて事業実績報告書にて報告させることにより、本事業の運搬経費等への支援により原木価格を安く設定するなどの誘導をしづらいスキームになっています。なお、公募要領第20により、当該事業で報告のあった

内容について、全木連及び林野庁は無償で活用できるほか、公表できるものとしています。
(ただし、当該原木価格及び運搬価格の情報をもって、全木連または林野庁より価格設定に係る指示を出すなどは行いません。)

2-18 運搬経費支援により、地域材の他地域への流出が加速するのではないか。国の支援により地域の需給バランスを崩してしまうが見解いかに。

地域の需給バランスについては、これまで原木の需要が乏しく比較的原木価格が低かった地域において価格が上昇する可能性はありますが、本事業は緊急的な運搬経費のかかり増しへの支援であることから、その影響は一時的かつ限定的なものになると考えています。

3 運搬経費支援（原木）

3-1 原木のトラック運搬の運搬経費支援はどのような者が対象になるのか。

原木のトラック運搬にあつては、規程第3条の要件を満たし、かつ、木材加工業者等と原木の売買を行い、かつ、その運搬経費を負担していることが必要となる。ただし、原木の売買の委託を受けた者が事業実施者となる場合は、委託をした林業経営体等と木材加工業者等が原木の売買を行っており、かつ事業実施者が運搬経費を負担していること。

3-2 対象となる原木は何か。100kmは、どこからどこの距離をいうのか。

別表を参照してください。

距離の計測は、各施設や一時保管場所の中心地間の最も経済的な道程によります。

3-3 原木の流通事業体等は助成対象者となるのか。申請する場合に必要な書類は何か。

原木のトラック運搬経費の助成対象は、原則、林業経営体等と木材加工事業体等が原木の売買を行う場合に限りませんが、例外として、林業経営体等から原木の売買の委託等を受けた者（原木の流通事業体等）も助成対象者となります。

3-4 3-3の例外の事例で、林業経営体等から原木の売買の委託等を受けた原木流通事業体等から原木を購入した木材加工業者等が運送会社と運送委託契約を締結してその運搬経費を負担した場合は、助成の対象となるのか。

林業経営体等と木材加工業者等が売買を行っている場合は、他の要件を満たした上で対象となり得ます。

3-5 採択要件と確認書類いかに。

別表の項目を参照してください。

3-6 原木の運搬について、スギのみ原木の増産や在庫量の増が要件となっているのはなぜなのか。

ロシア産材を使用した製品が出回らなくなり、それを国産のカラマツやヒノキ等で代替して加工する場合、通常は100km以下の原木集荷となるが、不足を補うため集荷が遠方となることから、原木の取扱量（林業経営体の場合は原木の生産量、木材加工事業者の場合は①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれか）に関する要件は設けていません。

一方、スギは、日本各地（九州～北海道道南）に十分な人工林資源があることから、遠距離（100kmを超える距離）の運搬が生じる場合のみならず地域の生産量のひっ迫が起こるような場合に、事業実施者が本事業を通じて原木の取扱量を増やすものを支援対象とすることとしています。

< 4 運搬経費支援（製品） >

4-1 対象となる製品は何か。

対象となる製品は、別表とQ&Aの1-7を参照してください。

< 5 原木・製品の一次保管支援（全般） >

5-1 提出書類はどこに送ればよいのか。

一時保管場所が位置する都道府県の地域木材団体に提出してください。ただし、一時保管場所が複数の都道府県にまたがる場合は、全木連まで提出してください。

5-2 対象となる製品は何か。ロシア産材以外とは何か。

対象となる製品は、別表とQ&A1-7を参照してください。

5-3 掛かり増し分の考え方いかん。

過去1年以内に事業実施者による借上・使用の実績がない原木・製品の一時保管場所を確保するための経費、当該一時保管場所に係る仮設整備、原木劣化対策等の経費、また、原木については、一時保管場所と木材加工工場の間、製品については木材加工工場と倉庫等の一時保管場所の間の運搬等に係る経費を掛かり増しとしています。

< 6 原木・製品一時保管場所の確保 >

6-1 支援対象いかん。

別表を参照してください。

一時保管場所について、

- ・過去1年以内に事業実施者による借上・使用の実績がないこと。
- ・支払い実績が実施計画提出時に確認できること。

が必要となることに留意してください。

6-2 一時保管場所確保の助成について、土地や倉庫等の借上・使用の支払い実績のわかる書類は、事業実施後にのみ提出することでよいのか。

本事業は、助成申請時に土地の借上・使用の支払い実績があることが必要とされているた

め、助成申請時には支払い実績があることがわかる書類（支払い証明等）を提出してください。なお、実施計画提出時には、その時点で支払っている分の支払い実績がわかる書類のみの提出を必要としており、実績報告書の提出時には、一時保管実施計画に記載する全期間分の支払い実績が分かる書類を提出してください。

6-3 一時保管場所の確保について、自社で所有する土地を利用する場合も対象となるのか。

事業実施者が自ら所有する土地や倉庫については助成対象としていません。また、一時保管場所の確保の助成対象になっていないものについては、仮設整備や劣化防止対策、運搬経費の助成対象となりません。

< 7 原木一時保管場所仮設整備 >

7-1 仮設整備をした場合、現状復帰が必要か。

実施計画の期間後も保管施設として活用する場合、現状復帰を要件とはしていません。

< 8 原木品質劣化対策等 >

< 9 原木・製品の一時保管運搬等支援 >

9-1 運搬の距離の要件はないのか。

助成対象となる原木の一時保管場所から木材加工工場等の運搬、または製品の木材加工工場等から助成対象となる一時保管場所への運搬を対象としており、運搬距離の要件は設けていません。

9-2 原木の一時保管場所からの運搬または製品の一時保管場所までの運搬において、運搬の途中で荷卸をした場合であっても対象となるか。

原木については、助成対象となる一時保管場所から木材加工工場等の運搬を、また、製品については、木材加工工場等から助成対象となる倉庫等の一時保管場所までの運搬を対象としており、それらの区間間で原木又は製品を別の場所に下ろした場合は、対象外となります。